

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

令和8年4月1日 改正

- (1) 「木造住宅耐震診断事業」の補助対象を、平成12年5月31日以前に建築された住宅まで拡大する。
- (2) 「家具等安全対策支援事業」の補助対象に、耐震シェルターの設置および既存ガラスをプラスチックに交換するものを追加する。
- (3) 国費補助額引上げに伴い、補助上限額を引き上げる。
 - ・住宅等土砂災害対策促進事業 772,800 円/戸 → 966,000 円/戸
 - ・瓦屋根診断費補助事業 21,000 円/棟 → 25,200 円/棟
 - ・瓦屋根改修費補助事業 552,000 円/棟 → 690,000 円/棟
- (4) 「老朽住宅等除却事業」の補助要件のうち、「市町村が所有者に補助する場合にあっては、不動産販売、不動産貸付又は駐車場運営等を業とする者が、この業のために行う除却でないこと。」を削除する。
- (5) 「木造住宅除却費補助事業」の補助要件のうち、「また、不動産販売、不動産貸付又は駐車場運営等を業とする者が、この業のために行う除却でないこと。」を削除する。
- (6) 「こうち健康・省エネ住宅」の「空き家活用促進事業」の補助上限額割増し(こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は 11,800,000 円/戸)を削除する。また、補助要件のうち、こうち健康・省エネ住宅の実施を削除する。
- (7) 「がけ地近接等危険住宅移転事業」の危険住宅に代わる住宅の新築への補助要件を明記する。
- (8) 補助対象者(所有者等)に親子関係等にある者等市町村が補助対象者として適当と認める者を含めることを明記する。
- (9) 「木造住宅耐震改修設計費補助事業」および「非木造住宅耐震改修設計費補助事業」の審査経費の補助率を明記する。
- (10) 「老朽化住宅等除却事業」の市町村が除却する場合に係る補助対象経費を明記する。
- (11) 「空き家活用費補助事業」の補助率のうち、市町村が負担する額を明記する。